

説 明 書

令和 年 月 日

様

氏 名

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律第12条1項の規定により、対象建設工事の届出に係わる事項について下記のとおり説明します。

記

1. 添付資料 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係わる解体工事)

別表2 (建築物に係わる新築工事等「新築・増築・修繕・模様替」)

別表3 (建築物以外のものに係わる解体工事又は新築工事等「土木工事等」)

2. 特定建設資材に係わる分別解体等

(1) 分別解体等の方法

上記添付資料による

(2) 請負代金のうち解体工事に要する費用

¥

(3) 再資源化等をするための施設の名称 (コンクリート)

及び所在地 (コンクリート)

施設の名称 (アスファルトコンクリート)

及び所在地 (アスファルトコンクリート)

施設の名称 (建設発生木材)

及び所在地 (建設発生木材)

(4) 請負代金のうち再資源化等に要する費用

¥

3. 技術管理者氏名